

芦屋町個人情報保護法施行条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿に記載した情報及び個別避難計画に記載した情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において「町の機関等」とは、町の機関（議会を除く。以下同じ。）及び町の設立に係る地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（登録簿）

第3条 町の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- （1） 個人情報取扱事務の名称
- （2） 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- （3） 個人情報を収集する目的
- （4） 個人情報の対象者の範囲
- （5） 個人情報の記録項目
- （6） 個人情報の収集先
- （7） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 町の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日以後に登録することができる。

（不開示情報としない情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、芦屋町情報公開条例（昭和61年条例第38号）第6条第1号エのうち氏名に係る部分（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示請求に係る手数料）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第5章第4節の規定により開示請求をして、法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内（ただし、芦屋町の休日を定める条例（平成元年条例第4号）第1条第1項に規定する休日（以下「本町の休日」という。）は算入しない。）にしなければならない（ただし、法第83条第1項に規定する期限を超えないものとする。）。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、町の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内（ただし、本町の休日は算入しない。）に限り延長することができる（ただし、法第83条第2項に規定する期限を超えないものとする。）。この場合において、町の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内（ただし、本町の休日は算入しない。）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、町の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（ただし、法第84条に規定する期限を超えないものとする。）。この場合において、町の機関等は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内（ただし、本町の休日は算入しない。）にしなければならない（ただし、法第94条第1項に規定する期限を超えないものとする。）。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、町の機関等は、事務処理上の困難その他正当な

理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内（ただし、本町の休日は算入しない。）に限り延長することができる（ただし、法第94条第2項に規定する期限を超えないものとする。）。この場合において、町の機関等は、前項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第9条 町の機関等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、町の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

（利用停止決定等の期限）

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内（ただし、本町の休日は算入しない。）にしなければならない（ただし、法第102条第1項に規定する期限を超えないものとする。）。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、町の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内（ただし、本町の休日は算入しない。）に限り延長することができる（ただし、法第102条第2項に規定する期限を超えないものとする。）。この場合において、町の機関等は、前項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第11条 町の機関等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、町の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 利用停止決定等をする期限

（審査会への諮問）

第12条 町の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、芦屋町個人情報保護審査会条例（令和5年条例第〇〇号）第1条に規定する芦屋町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又はこれを変更しようとする場合
 - (3) 前2号の場合のほか、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- 2 町長は、災害対策基本法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供することについて審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。
- 3 町長は、避難支援等関係者に対し、個別避難計画に記載した情報（以下「個別避難計画情報」という。）を提供することについて審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、個別避難計画情報を提供することができる。
- （施行の状況の公表）

第13条 町長は、毎年1回、町の機関等における法の施行の状況について公表するものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 芦屋町個人情報保護条例（平成17年条例第31号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧条例第12条第2項

の委託を受けた業務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行前において旧実施機関が公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせていた指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う公の施設の管理業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前に旧条例第13条第1項、第2項若しくは第3項、第25条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号に規定する文書等であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧条例第2条第10号に規定する文書等に記録されたものに限る。）を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 この条例の施行の際現に町の機関等について行われている個人情報取扱事務に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについて、この条例の施行後遅滞なく」とする。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（芦屋町情報公開条例の一部改正）

第5条 芦屋町情報公開条例（昭和61年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号に次のように加える。

エ 公務員等（次に掲げる者をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名

（ア） 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員

(ウ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

(エ) 地方独立行政法人の役員及び職員

(オ) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社の役員及び職員

第9条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第11条ただし書を削る。

第12条第1項中「受理した」を「受けた」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「受理した」を「受けた」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の規定により審査を求めたときは、その旨を遅滞なく当該審査請求人に通知しなければならない。

第13条第2項中「6人」を「5人」に改め、同条第4項中「洩らし」を「漏らし」に改める。